

築上町告示第136号

平成23年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年11月25日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成23年12月5日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

12月7日に応招した議員

12月8日に応招した議員

12月9日に応招した議員

12月16日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第4回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成23年12月5日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第84号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について

日程第5 議案第85号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第86号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第87号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第88号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第9 議案第89号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第90号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第91号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第92号 町道路線の認定について

日程第13 議案第93号 町道路線の変更について

日程第14 議案第94号 町道路線の廃止について

日程第15 議案第95号 物品売買契約の締結について

日程第16 議案第96号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第97号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第84号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について

日程第5 議案第85号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第86号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第87号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第88号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第9 議案第89号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第90号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第91号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第92号 町道路線の認定について

日程第13 議案第93号 町道路線の変更について

日程第14 議案第94号 町道路線の廃止について

日程第15 議案第95号 物品売買契約の締結について

日程第16 議案第96号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第97号 工事請負契約の締結について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 神 宗紀君  
会計管理者兼会計課長 ..... 川崎 道雄君  
総務課長 ..... 吉留 正敏君 財政課長 ..... 則行 一松君  
企画振興課長補佐 ..... 江本 俊一君 人権課長 ..... 松田 洋一君  
税務課長 ..... 田村 一美君 住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
福祉課長 ..... 高橋 美輝君 産業課長 ..... 中野 誠一君  
建設課長 ..... 中川 忠男君 上水道課長 ..... 加來 泰君  
下水道課長 ..... 古田 和由君 総合管理課長 ..... 吉田 一三君  
環境課長 ..... 永野 隆信君 農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君  
商工課長 ..... 久保 和明君 学校教育課長 ..... 田中 哲君  
生涯学習課長 ..... 田原 泰之君 監査事務局長 ..... 石川 武巳君  
清掃センター長 ..... 田村 修乃君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成23年第4回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、新川久三君。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。本日招集いたしましたところ、全議員の皆さんが参席を賜りまして大変ありがとうございます。もう早いもので、もう12月というふうなことで、第4回定例会を迎えることができました。

最近の行政報告を若干させていただきますと、東日本大震災の関係で12月1日までに取りまとめた義援金箱、それから各団体からの義援金ということで846万2,421円の義援金が本町を通じて送付させていただいております。

そして最初は、日本赤十字社を通じてこの義援金を送っておりましたが、最近では、非常に東松島市との縁が深いというようなことで、直接東松島市のほうに送金をさせていただいているところでございます。

そしてまた、職員の派遣も延べ、町からの派遣が7名、それから労働組合から1名派遣しているということ

で、計8名が、東松島市に6名、それからあと石巻市に2名というふうなことで派遣を行っているところでございます。

そしてまた、私もちょうど全国土地改良連合会の「がんばろう日本」ということで、主宰が仙台市でございまして、それに産業課長と一緒に出席して、その後東松島市を訪問しながらの説明を受けて、本町の災害に対してという心構えも十分できたところでございますし、議会の皆さんも基地対策委員会では、松島基地に研修に行かれまして、その足で行かれたと聞いているところでございます。そのときも非常に市のほうから親切に対応を受けたという話も聞いているところでございます。そういう形の中で、今後まだ非常に東日本は大変でございまして、できることは支援をしていこうとこのように考えているところでございます。

次に、11月の21日には、福岡県知事小川洋氏が「ふるさと訪問」というふうなことで本町を訪れていただいたところでございます。旧蔵内邸で、議長、副議長も参加していただきましたけれども、本町の説明を加えながら質疑等の懇談をいたし、そして後、メタセの杜での研修を見て回っていただいたと。それから、液肥センターを見ていただきながら、本町の農業事情をお話したところでございます。最後には、町民代表の皆さんと懇談をして4時半ごろ終了したところでございます。知事も本町に非常に理解を示していただきまして、非常に心に残ったことだろうと思います。知事の訪問は、非常に珍しく、築城町の分はちょっと私は覚えていないんですけれども、ちょうど奥田八二知事が昭和63年に本町に訪れていただいて、それ以来のことでございます。約24年ぶりの来訪ということでございます。

次に、11月28日には、築城町商工会と椎田町商工会がいよいよ来春4月1日に合併をするということで、二つの商工会は解散をして、新たに築上町商工会を発足させるということで、先般、調印式がございまして、私も立会人として印鑑を押ささせていただいたところでございます。

次に、あとは介護保険の関係でございますけれども、包括支援センターが、今までは豊前の介護保険の事務所のほうで行われておりましたが、来年の4月1日から、それぞれの市町 町と市で行うというふうなことで、来年の4月1日からは、本町がその包括支援センターの窓口と、本町分はですね、そういう形に変わりますので、とどめおきのほど、お願い申し上げたいと思います。

それからあと、これはもう相撲界の話になりますけれども、松鳳山が見事、幕内に昇進いたしまして、10勝5敗ということでいい成績で来春の初場所を迎えることになりまして、今月の18日に町の後援会の激励会・祝賀会が行われるというふうに聞いているところでございまして、町挙げて応援したいと考えているところでございますので、議員の皆さんもよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、本会期中の議案は、補正予算が6件、それから条例が2件、そして町道の路線の関係が3件、そして、物品工事の請負契約関係が3件でございます。どうぞよろしく審議をしていただきながら、全議案、御採択をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これで、行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、田原宗憲議員、14番、信田博見議員を指名します。

#### 日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

11月28日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

12月5日月曜日の本日は、本会議で、議案の上程、なお、契約案件は、本日即決することとして協議しました。

12月6日火曜日は、議案考案日とします。

12月7日水曜日は、本会議で、議案に対する質疑と委員会の付託を行います。

12月8日木曜日は、本会議で、一般質問とします。

12月9日金曜日は、本会議で、一般質問とします。

12月10日土曜日、11日日曜日は、休会とします。

12月12日月曜日は、休会で、厚生文教常任委員会とします。

12月13日火曜日は、休会で、産業建設常任委員会とします。

12月14日水曜日は、休会で、総務常任委員会とします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。

12月15日木曜日は、休会で、委員会予備日とします。

12月16日金曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、一般質問の受け付け締め切りは、本日午後3時までといたします。

以上、会期は、本日から12月16日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日5日から12月16日までの12日間と決定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの12日間に決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付していますように、議案第84号ほか13件であります。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて御報告いたします。

これより議事に入ります。

### 日程第4. 議案第84号

### 日程第5. 議案第85号

### 日程第6. 議案第86号

### 日程第7. 議案第87号

### 日程第8. 議案第88号

### 日程第9. 議案第89号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第4、議案第84号の平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第9、議案第89号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第89号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第84号の平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第9、議案第89号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

議案第85号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第86号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第87号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第88号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第89号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額101億3,522万5,000円に1億3,050万を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を102億6,572万5,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、ひとり親等の医療費が2,050万円、これはもう減額でございます。それから子ども手当、これも扶助費が4,613万2,000円と。それから特別会計の繰出金が、これが4,246万6,000円が減額という形で調整させていただいております。

そして、ふえる分は、退職手当の特別負担金ということで、これは勧奨退職者が4名出ましたので、これによる特別負担金2,518万3,000円を追加しております。

それからあと、旧小山田小の講堂防水工事、それから障害者自立支援医療費及び給付費と、これが2,045万ほどふやさせていただいております。

それからあと、財政調整基金積立金ということで1億1,000万を一応積み立てるようにしているところでございます。

歳入の主なものは、減額としては、子ども手当、それから基金、子ども手当が3,760万3,000円減らして、それから基金繰入金ということで、これを2億500万、一応繰入金をしないように一応減らさせておるところでございます。

それから、過疎対策債も当初予定しておりました事業より若干少なくなりまして、3,820万を減額ということでございます。

そして、増額は、市町村の振興宝くじ交付金これが1億、それから前年度の繰越金2億8,430万8,000円を一応繰越金として計上させていただいております。

なお、主な大きいものは、市町村振興資金からの宝くじの、これがずっと長年振興資金が積み立てておりましたけれども、これを県下全体で100億円配分するというふうなことで60%を均等割1億円ということで、あと若干まだいわゆる人口割の分は保留させていただいておりますけれども、1億円だけ歳入という形で入れさせていただいているところでございます。

それからあと、1,100万という形、あと1,000万が、これは町の建物災害等の事務費を県の町村会が受け取っておりましたが、これは、県の町村会で一応留保して余っておったということで、それぞれ32の町村に均等割で、もう1,000万ずつ配分しようというふうなことで、これは郡の町村会を通じて町に入るようにしているところでございます。

以上が、84号の提案理由でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第85号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,180万円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ2億3,583万7,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、下水道事業収益内における財源の調整を行うもので、一般会計繰入金を260万3,000円を減額いたしまして、また消費税還付金209万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

資本的収入については、前年度の繰越金1,313万7,000円を追加し、社会資本整備交付金の確定により、国庫補助金990万円、下水道事業債1,020万円、一般会計補助金1,483万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出については、社会資本整備交付金事業費の確定に伴い、建設改良費2,180万円を減額するものでございます。

次に、議案第86号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算は、歳入歳出それぞれ5,980万円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ6億5,984万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、前年度の繰越金1,662万6,000円を追加し、農業集落排水事業費の確定による県補助金4,640万円、一般会計繰入金2,502万6,000円及び農業集落事業排水事業債500万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出も同じく、一応確定による建設改良費5,980万円を減額するものでございます。

議案第87号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。本予算案も、歳入歳出それぞれ9,583万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,178万9,000円と定めるものでございます。

補正の主なものとしたしましては、消費税の還付金213万3,000円、前年度の繰越金385万6,000円、一般会計繰入金450万円をそれぞれ追加いたしまして、社会資本整備交付金事業交付金の確定により、国庫補助金3,862万1,000円、下水道事業債6,580万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、建設改良事業費9,583万4,000円を減額するものでございます。

次に、議案第88号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、本予算案は、歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億4,442万9,000円にするものでございます。

補正の主なものといたしましては、一般会計の繰入金100万円の増額でございます。

歳出については、施設の修繕費ということで100万円を一応増額させていただいているところでございます。

次に、議案第89号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。本案は、既定の収益的支出を17万5,000円を増額いたしまして、総額を2億1,600万3,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、職員の手当の増額をせざるを得ないということで計上させていただいております。

いずれも水道と下水道の関係の予算でございますので、よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

#### 日程第10. 議案第90号

#### 日程第11. 議案第91号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第10、議案第90号の築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第91号までを一括上程することに決定しました。

日程第10、議案第90号の築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第90号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第90号は、築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、生涯保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活に支援するための関係法律の整備に関する法律の施行がされました。障害者自立支援法及び児童福祉法の一部がまた改正されました。これに伴い所要の措置を講じるため、築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案も地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に基づきまして、築上町税条例の一部を改正するものでございます。

内容は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るものでございます。

主な改正項目は、寄附金税額控除の適用拡大と租税罰則上限の引き上げでございます。

よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第12、議案第92号

日程第13、議案第93号

日程第14、議案第94号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第12、議案第92号の町道路線の認定についてから、日程第14、議案第94号町道路線の廃止についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第94号までを一括上程することに決定しました。

日程第12、議案第92号の町道路線の認定についてから、日程第14、議案第94号町道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第92号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。

議案第93号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第94号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第92号の町道路線の認定についてでございますが、本案は、深野地区の圃場整備の換地処分に伴いまして、区域内の町道を認定するものでございます。

また、下別府32号線については、合併時の町道一括廃止、一括認定作業時の認定漏れでございまして、今回、町道として認定するものでございます。

次に、議案第93号町道路線の変更についてでございますが、本案は、これも深野地区の圃場整備の換地処分に伴いまして、区域内の町道を変更する必要がございましたので、議案として出させていただきます。

次に、議案第94号町道路線の廃止ということで、これはやはり深野地区の圃場整備の換地処分に伴いまして、認定しておりました町道がなくなりましたので、これを廃止するというものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第15. 議案第95号

日程第16. 議案第96号

日程第17. 議案第97号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第15、議案第95号物品売買契約の締結についてから、日程第17、議案第97号工事請負契約の締結についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第97号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第15、議案第95号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第95号物品売買契約の締結について、戸籍総合システム更新に伴う関連機器について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 議案第95号は、物品売買契約の締結でございますが、本案は、戸籍総合システム更新に伴う関連機器の物品売買契約の締結についてでございます。

現在の戸籍総合システムは、合併に伴いまして導入いたしました。システム機器が耐用年数を経過いたしました。更新が必要になりました。

随意契約により、日立システム九州と物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、この随意契約をした理由、ほかの業者はなかったのかどうなのか。ほかの業者ともその検討した上でこの業者にしたのかどうなのか。随意契約をした理由を教えてください。また、その過程までを教えてください。

その随意契約に至るまで、どのような検討をされて、この随意契約に至ったのか。その過程までを教えてください。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。よろしくお願いいたします。

まず、随意契約の相手でございますが、平成18年の1月に合併交付金でこれは購入をしております。そのときの購入先が、株式会社日立システム九州ということになります。戸籍システムについては、いろいろ漢字の変換業務等々が関係がございますので、入札に付することが不利だということで、この日立システム九州と随意契約をしております。

そして、検討の過程でございます。まず、これは当初予算に計上しておりますが、この計上、去年の12月だったと思います。課の関係課協議をまずこれについて行っております。それで、そのときに戸籍総合システムの見積書を徴収をしているということでございます。

そして、この中でかなりの値引きと申しますが、をして予算計上をした経緯がございます。そして、契約に関しましてはさらに努力をしていただくということで、契約金額を下げたところで契約をしたということになります。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(15番 武道 修司君) 今、金額をかなり努力されたということでお聞きしたんですが、平成18年の1月当初に契約されたときの金額、それと今回の金額で、前回からどれだけ金額が下がったのかを教えてください。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。済みません。18年の1月に合併したときの金額がちょっと調査をしておりますが、今回の契約に関しましては、当初から提案をしていた金額、それから大体57%程度で契約をしているということになります。

議長(田村 兼光君) ようございますか。(「財政課長は」と呼ぶ者あり)財政課長。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。平成18年当時に戸籍の統合 旧椎田町・築城町の戸籍を統合いたしておりますが、そのときの統合経費といたしましては1,797万9,465円、そのほかに旧築城のデータを椎田の部分に統合するというので、築城町の戸籍のデータの切り出し費用、これにつきまして1,260万円の経費がかかっております。合計で3,057万9,465円の経費がかかっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 3回目なのでこれを最後にしたいと思いますが、前回は3,000万というか4,000万弱というふうな金額で、今回が1,300万ということで、前回よりも金額が下がっているということであればあれなんです、数字的に前回入った流れをそのまま継続するというになると、当然新規に入るものじゃないので安くなるのは当然だろうと思うんです。で、この1,300万という金額が高いのか低いのかという部分で考えると、はっきり言って検討がちょっとつかない金額かなというふうに思っている。

最後にもう一つ、これは何年契約でのこの1,300万なのか。あと、その保守点検関係の費用がどんどん追加で入ってくると、これまた意味がないので、そういうものが入ってくるのかこないのかもあわせて教えてください。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。これは、耐用年数がございますので、法律的には5年ということになります。(「保守点検は」と呼ぶ者あり)

保守点検でございますが、当然これについては、保守契約を締結してすることになります。保守は、ソフトウェアのサポートサービスということで9万8,000円、ハードウェアの保守ということで2万4,000円程度かかる見込みでございます。(「全体」と呼ぶ者あり)月です。これは、はい。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 大体今の答弁で大まかわかったんですけど、今の答弁の中で1社だけの随意契約、これの契約内容がそうなんですが、1社だけの見積もりをとって、その1社から値切ったというふうな考え方だろうと思うんですけど、これはまだほかにも競合する業者が何社もあろうかと、富士通、IBMとかそういう何社かあろうかと思いますが、なぜ1社だけの見積もりで1社だけ50何%値切ったと、今の答弁でしたら。ほかの他社から見積もりをとり、また値切れればもう少し安くいけたかというような感はしますが、そういうふうな考えがあったのか、なかったのか。なぜ1社だけの見積もりで終わったのか。その辺をお伺いします。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。戸籍システムのコンピューター化というのは、私も住民課のときに付表からコンピューターに導入した担当をしておりました。それは、大変戸籍の文字、先ほど言いましたようにいろんな文字がございます。そういうことを電算化して、先ほど財政課長が言ったように統合して入れたとい

うことで入れました。そして今度、そういう複雑なシステム、中身があるという形になっております。

そして、先ほど住民課長が言いましたように、関係課協議を行ったと。私もなぜ戸籍システム更新だけで1,000数百万もかかるのかということで、その前は高かったですけど、関係課会議、業者を呼んで2回ほどヒアリングをして、財政課長、企画課長、総務課長、住民課長等で議論して、もう少しどうかならんのかというような議論をしました。

そして、そういうことで、今回こういう値段で契約に至ったわけですけど、他社、富士通、NEC、いろんなメーカーがございます。そして今度これを切りかえるとなると、またこのシステムの中身をどうするかこうするかというふうな形になりますし、やはり一番重点と置くべきは、やはり住民サービスといえますか、事務をスムーズな形で移行するという形、そして他社にすればこれが経費がかさむというのは、もう理論上出ておりますので、そういうことをかんがみて、日立九州、継続といえますか、そのまま事務を、データを移行して、スムーズな形で移行できるという形で契約いたしました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 大体わかりましたが、他社と見積もり合わせをすると、また他社から見積もりをとるということになると、システム上経費がかかると。かさむと。他社のものになれば、他社の機械になれば経費がかさむと、だから日立、同じ機械で同じ会社で見積もりをとってやったほうが安く上がるということで理解していいんですか。いいんですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、質問を終わります。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) このコンピューターの総合システム、購入ですよ。前回は購入ですよ。で、購入するというのは、期限が5年間だからということなんですが、システム自体に絶対更新しなければいけないというそういうふうな目新しいもの、現に今まで使っていた戸籍のシステムを買って今使っているわけなんですよ。そのままスライドして使うということもできないのかなと。

それで、もう当該町のコンピューター関係ももう変えなければいけないような状況の年代に入ってきていると思うんですよ。そうなれば、リースだったら当然ながらこれは切れますようですけども、購入した分だったらもう全く切れるということはないと思うんですよ。それは特許侵害とかそういうふうになれば別なんですけど、だから購入したソフト、そういうふうな機械関係、ソフト関係がそのままもう1年使えるとか、もう2年使えますよというふうな感覚はなく、とにかくまた新しいこういうシステムを導入しなければならないというのが、私はよくわからないんですが、その辺をちょっと説明してもらえませんか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。今の御質問でございますが、先ほど耐用年数の話をしております。サーバー、プリンタ5年、パソコンは4年ということで、これは、もう法務省の「減価償却資産

の耐用年数等に関する省令」ということでこれは決められております。これに伴いまして業者につきましては、サービスの期限を切って、部品関係があります、そういう部分を製造を中止をするという部分があります。

それで、工場に在庫のある限りは対応は可能でございますが、これはもう戸籍システムでございますので、もし故障になった場合に部品がないと、待ってもらおうというようなことができない関係上、こういうシステムになっております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) システムという、もうシステム化されていると、これはもう一つのサーバーを持って、そして住民の関係のやつが全部入っていますよと。そのサーバーの部品が壊れた場合には、もう全くアウトですよというふうなことの考え方でいいんですかね。

ということは、もう国からも5年間で変えなさいよというふうな感覚の今指導が来ていると。それで、じゃあ予算的には国からやってくるんですかね、これは。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。これは、国からの補助はございません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ単費で全部やりかえていくわけですよ、そうならば、そうしたらやはり負担というのは、かなり5年ごとにもうこれはすべてやり変えていかなければいけないということは、負担は相当強いられるということなんですよ。でも、国自体としては、5年間をせえよと。でも本当を言えば10年20年10年とか持つと思うんですよ。我々もコンピューターを扱っているけど、そんなに5年ごとに更新しなきゃいけないと、今で言えばウィンドウズもどんどん新しくなってきた、その都度買い換えなきゃいけないというふうな状況でもないわけなんですよ。

今ある当該町にあるのも古いですよ。OSはもう大分前のですし、今新しいのにそういうふうなのが乗らないというふうなのが非常にありますよ。今度はこの総合システムだから、これの分だけでここでサーバーを置いて、これで全部賄えると。それで、移行するというふうにもう全部ソフトからすべての面において、これでやってもらえると。そして、これは当然来年の3月までに移行するような契約になっていますけど、それから5年間の保守とかサービスは全部ついてきますよという感覚ですかね。それでよろしいですか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) そのとおりでございます。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) よくわからないので、僕もこのシステムのこと全然わからないんですけど、漢字がとかいう話から、プリンタがとかいう話から、もう少し更新に伴いという形で出てきて、詳しく教えていただき

たいんです。何を一体買うのかですね。戸籍総合システムというのは、何なのかをもうわからないんですよ。ソフトを買うのか、プリンタを買うのか。先ほどは漢字が新しくとかいう話も出ましたが、一体何を買うのか。

そして、余りにもこの紙一枚で入札、随意契約でいくわけですから、他社との比較とか、近隣、このメーカーが使っているのが大体どれぐらいでどうですとか、そういう参考になる資料もなくて、皆さんが質問をすればするほど物品名が出てくるわけなんですけど、大体何をどれだけ買ってどうなっているのか、詳しく教えてもらえませんか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。購入機器につきましては、サーバーが2台、クライアントが4台、プリンタ2台、それとネットワーク機器になります。これは、ハブとかそういう関連の分でございます。そして、イメージスキャナ、これが2台、それと、ソフトウェアですね、戸籍のソフトウェアを購入しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) ソフトウェアの金額だけを知りたいんですけど、ソフトウェアの金額と、あと機材というのは、これは全部5年間のリースじゃないですか。違いますか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。このハードウェアとソフトウェアを含めたところで購入をしております。今回は、そして、ソフトウェアの価格は236万6,000円、そしてパッケージソフトウェア、これは586万5,000円というふうになっております。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「もう一回お願いします」と呼ぶ者あり)どうぞ。

議員(9番 塩田 文男君) 金額ありがとうございました。では、サーバーとかいろいろ2台、4台と言われたんですけども、今あるのの更新、新規できたというわけじゃないんですよ。(発言する者あり)

新規でふやしたとか何とかじゃなくて、そういうわけでないのを聞きたいのと、同じ出すならこういった全部一覧を一回出していただきたいんですよ、何が何ぼぐらい。これは多分全部リースでしょう。5年間という。ソフトウェアも多分リースと思うので、恐らくまた所々出てくると思うんですけど。何を買うのか、これはシステムというよりもこれは機材も入っていますね。もうはっきりこういうのを出していただきたいんです。高いか安い、これはわかんないんですけども、いいですかね。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。電算システム、町、財政から一般的な福祉から、そういうシステムがいっぱいあります。で、戸籍は別なんです。普通の役場業務から、もう戸籍だけは特別な分野ということでしております。

そして、今合併から6年目に入っていますし、今18年に入れた機器が丸5年経って、1年余分にその使うという形で、今1年間プラス1年という5年プラス1年で今やっていますし、やはりどうしても今住民課長が言いましたように機器とか、要するに機械の新しいシステムに新しいような機械に変わるとか、そういう部分でやはり5年経つとどうしてもやはり切りかえという形になります。

戸籍は、もう独自のシステムですから、もう切り離しても考えて関係課会議でやっていますけど、町全体のシステムになりますと、どうするかということは今役場の中で総務、財政、企画で議論していますけど、こういうふうなクラウドをするのか、例えば東京の1カ所で線をつないで全部やるのか。それとも改めて今の機器を更新するのかという議論を今役場の中でやっていますけど、やはり一つ一つじゃなくて、もう5年経っています、6年経っていますので、やはりこの役場の全体のことを今考えている途中で、これについては、また来年度提案すると思いますけど、そういうことで決して機器の更新については、高くしているということはやっておりませんで、関係課で議論して、極力今の費用よりも安くなるような形では、事務は進めております。総合的には、そういう形で、もう6年目経っていますので、7年目、8年目という形はやはりどうしても使えないだろうということで、今役場全体のコンピューターについては考えているところです。その前にやはり戸籍システムが、きちんと単独ですので、きちんとする必要があるということで今回契約をしたところです。

議員(9番 塩田 文男君) まず回答ほとんど違うんですけど、買うなどが言いよるわけじゃないんです。こういう随意契約とかでいく場合に、今後こういったものがあれば、ぴしっと一覧でぴしっと資料を出していただきたい。

そういう安くなるように努力もされたとも思いますが、総合システムという言葉一つにまとめてしまうんでなくて、こういったのを特別戸籍が特別だからとかいったって、ほかのシステムは全部同じです。今後こういうのがあれば資料をわかりやすく出していただきたい。こういうシステム関係、ほとんどの方が皆さんわかんないと思うんですよ。僕もわからない一人なんです。一度ぴしっと出した上で審議してもらおうと。金額と名前だけではちょっとどうしてもわかりませんので、今後そのようにお願いします。

副町長(八野 紘海君) 今後、これから更新に入ろうかと思しますので、そのきちっとした資料は、予算、契約の場合は、資料として提出したいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) このシステム関係について、聞けば聞くほどなかなか理解ができないんですが、要は、漢字の様式が新しく変わったので、このシステムを買いかえるということなのか。それともシステムが古くなったので、新しく買いかえないと、戸籍の部分がうまくいかないということで買いかえるということと理解していいのかどうか。(発言する者あり)そここのところがちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。これは、今使っている機器とハードウェア、これがもう耐用年数を過ぎているということで入れかえをするものでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) ないようですので、これより討論を行います。反対意見のある方。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。議案第95号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第96号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第96号工事請負契約の締結について、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町コミュニティセンター新築工事(1工区建築・外構工事)について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 議案第96号は、工事請負契約の締結についてでございます。築上町コミュニティセンター新築工事、1校区ということで建築と外構工事の工事請負契約の締結についてでございます。

平成23年の11月16日に、条件付一般競争入札を行いました。その結果、12社の入札参加のお申し込みがございましたが、結果は、別紙お手元に配付している入札結果表のとおりでございます。株式会社鴻池組九州支店が、消費税込みの5億1,450万円で落札、契約をしたものでございます。

なお、12社のうち、10社でくじ引きを行い、鴻池に一応落札が決定したものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これは、大きな契約物件で、さっきの住基システムと違い、もう話にならないほど、これからこの町の流れを変えと言っても過言ではないような大きな物件であります。このコミュニティセンターですか、この存在を知ったのは、僕はこの9月議会の途中で知りました。こういう計画がいつからこ

ういう計画がなされていたのか、さっぱりわけのわからんまま9月議会で知ることになったんですが、何の目的で何のためにこの施設をつくるのか。まだその辺ははっきりしたこともわかりませんし、いきなりこういう契約になってしまったわけですが、何の目的で何のためにこれをつくるのか。その辺をはっきりして答弁をいただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) これは、築城公民館の建てかえといたしますか、を行うということで、名称は、築上町コミュニティセンター新築工事という形になっております。

これについては、2年前から、まず施設が老朽化であること、そして、それと利用者が高い上に老朽化、そして旧築城町庁舎が椎勝線のほうに移転した。そして、やはりその商店街といたしますか、近隣の住民が空洞化して、どうか住民が使いやすいように 老朽化しても使いにくい、もう一生懸命使っているけど使いにくい。それを使いやすいようにしてくれないか。そういう新しく、そしていろんなあそこは、神幸祭とかいろんな形で地域住民も公民館以外の利用も使っています。

そういう形で、使いやすいような形でという地元の熱い強い要望がございまして、利用検討委員会といたしますか、このコミュニティーの検討委員会を議会、地域、住民といたしますか、自治会長、利用者、有識者といたしますか、そういう方で委員会を立ち上げて、それについてどういう建屋をすればいいのか、どういうことを間借りをすればいいのかということを議論して、そしてなおかつ、やはりその利用者の代表者も出ていますけれども、その利用者の代表者だけの意見じゃだめだろうと。やはりあくまでも利用者の意見を聞こうということで、各利用者のアンケートといたしますか、この建てるに当たってどういうことを希望がありますかというアンケートもとりました。もちろん利用者プラス地域住民の方々のアンケートをとって、そのアンケート、そして委員会の意見を踏まえて基本計画を立てたところです。

そして、基本計画図を立てた中で、やはり検討委員会がございまして、検討委員会にお諮りをし、なおかつその上で、議会、厚生文教委員会、鳥瞰図、図面等も提出をして、議論といたしますか、意見をいただいて、昨年度、実施設計、一昨年基本計画、昨年は実施計画を立てて、今年度着工という形になったところです。着工といたしますか、契約に至ったところです。

それで、ある日突然ということではございません。やはり住民の希望は3年前からあって、2年前に基本計画が、昨年度が実施計画、今年度工事という形で、やはり地元の意見、再度言いますけど、地元の意見、利用者の意見等を踏まえて契約に至ったという状況でございます。

そして、もう一度言いますけど、築城公民館の利用がかなり高いものがございまして、椎田の公民館よりも利用人数、利用回数が多いんじゃないかなんかと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 今のお話を聞けば、地元の要望とか、委員会をつくってやったというような話、

これは本当に予想どおりの答えというか、恐らくそういったその地元の要望とかなんとかでつくったというふう  
に、そういうふうな人のせいにしてこれはつくったというふうな話になると。まあ予想どおりですが、この地元  
の要望で聞いたけど、僕は今東築城に住んでいますが、近所の人にかなり聞きました。こういうもののでき  
るけど皆さん知っていますかという話を聞きました。ほとんどの人が知りません。

この地元の要望と今言いましたが、地元のどの辺、自治会長とかその辺の役員さんの要望でこういうもの  
をつくりたいけど、皆さんどう思いますかというふうな質問程度はあったというふうな話は僕は聞いています  
が、その辺は認識違いかどうか知りませんが、この合併したから、じゃあこれが今築城の公民館は、確かに  
あそこは古いです。古いが、今言ったようにそこを使う利用者の数は椎田のよりも多いというふうな答弁でし  
たが、じゃあ多ければ多くて、中央公民館じゃいけないわけですか。椎田の中央公民館に、その人たち集ま  
りたいと、何か集合して何かやりたいと、コミュニティーをそこでとりたいというようなことになれば、わざわざ  
新しく築城でつくらなくて椎田の中央公民館じゃいけないわけですか。また、それが椎田のコマーレで、そう  
いう集会なり何かイベントなりを椎田のコマーレでやっちゃいけないわけですか。

この間も急に知ったというふうな話がありましたが、僕だけが急に知った話かもしれませんが、この前、コ  
マーレの稼働率を見ても、年間20%を切っています。大ホールに限りですよ、大ホールに限り20%を  
切っています。

だから、そういうものの要望があれば、当然合併して一つの町になっているわけですから、もう一つ同じよ  
うなものをつくらなくて、そういう人たちをコマーレに誘導してきて、中央公民館を利用していただいて、そうい  
うふうな格好でやっていけば、もう一つ全く必要ないというふうな判断でありますし、また、当然のことながら、  
これに係る経常経費もランニングコストがかかっていくわけでございます。そうすれば、今経常収支比率も  
90%を超えていますが、その経常収支比率もまた当然上がってくるわけです。もう当然、後年度の負担はここ  
にかかってくるわけでございますが、大体年間どれぐらいの人的措置、そこに人的措置をするのか。年間の  
ランニングコストがどれぐらいかかるのか、当然それぐらいの計算はあろうかと思いますが、その辺を明らか  
にしたいと思っておりますし、今、箱物行政というのは、もうやめようという方向に進んでいます。

この前、維新の会も言っていましたが、大阪維新の会、橋下知事も言っていましたが、もう必要なくなった  
箱物とか、民間に売れるような方向で、これから売れるような方向で、利用してもらうような方向で考えていき  
たいというふうな、もう箱物行政は終わったと思っております。

だから、そういうものをつくるがために、築城にそういうコミュニティセンター、新しく6億ちょいですが、6億ち  
よいのコミュニティセンターをつくって、僕の想像するに、築城の人はここに集まりなさいと、椎田の人はコ  
マーレ、中央公民館でイベントをやりなさいというふうなことになるれば、まだなじんでいない、交わっていない  
築城・椎田の町民が、なおさら交わらなくなるんじゃないかというふうに懸念されますが、その辺、意見の見  
解の相違がかなりあろうかと思いますが、意見を聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 合併で一つの施設でいいじゃないかと、私はそうは思いません。やっぱり椎田にも中央公民館、あるいは築城の公民館という形で、これはやっぱりそれぞれ地域の人が、築城公民館は築城の人が使う公民館ということで、私は位置づけをしておりますし、私も政策的には、公約に掲げて今回町長にさせていただいたところでございますし、これはやっぱり築城の皆さんの利便性という形の中で、されとて椎田の方が使っても悪いとは思いませんが、主体的には築城の方が使ってもらう。そして全町的な行事もそこでするということはありますけれども、二つ中央公民館と築城公民館が私は一本にする必要はないとこのように考えて、この建設に踏み切ったわけでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 今、町長の答弁の中で、私の公約でやったということですが、公約でやったんなら、要望でやったのと違うんじゃないですか。これは。(発言する者あり)ちょっと待ってください。違うんじゃないですか。これは、だから、公約でやったと今言いましたが、さっき副町長の答えじゃ要望でやったということで、その辺がもう見解の相違です。

だから、合併したから僕は一つで、なおさらそのそういう町民の違和感をなくすために、なおさら町民同士を交じ合わせて 交じ合わさせて一体感を持たせるというのがこれが政治だろうと、合併したからやるべき施策だろうと思いますが、もうその辺が根本的に基本的に見解の相違ですが、もう幾ら話してもだめでしょう。がしかし、私はそういうふうに思っています。これは、またほとんどの人が築城の庁舎の跡地に、元庁舎の跡地にこういうコミュニティセンターができるということをほとんどの人が僕は知らない。椎田の人は特に知らないと思っています。

だから、こういうものは、こういう大きな建物に関しては、今の状態で建てしまえば、あら、こんなものができたというふうに驚く住民のほうが多いんじゃないかと思えます。だから、こういうことをしますと、こういう目的でこういうことをしますと、私はこういう考えですということをオープンにして、もう少しこの情報を皆さんに知らせる必要があるんじゃないかと思えますが、どう思えますか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) これは、広報等で周知はしておりますし、もしそういう質問があったら、ぜひ工藤議員のほうからもこういうのができるよということで、利用してくださいということをお願いしたいと思えますし、基本的には、私も公約と、それからまた住民の要望もございまして、公約に掲げていったということでございますし、ちょうど前の任期のときに、そういう要望が多々出てきたということで、これはもうそれぞれの前の任期の議員さんも承知のことと存じておりますし、そういう形でこの事業は進めさせていただいているということで、工藤議員は、今度は新たに入ってきたので、まだ大方のことは御承知ないと思えますけれども、御理解をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) もういい。3回やりました。(「3回」と呼ぶ者あり)もういった。(「2回しか」と呼ぶ者あ

り)書きちょう。(「3回した」と呼ぶ者あり)したした。(「2回」と呼ぶ者あり)いや3回やった。もう書きちょう。

ほかにございませんか。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 今町長が工藤議員の質問に対して答えた件で、ちょっと公の場で発した発言ですから、訂正をしていただけるなら訂正をしていただきたいという気持ちがあって質問をするんですが、これは、椎田地区に公民館あり、築城地区に公民館があると。目的は公民館というような副町長もそんな言い方でなされましたが、これは住民からの要望として取り上げる段階では、公民館という形じゃなかったと思うんですね。ただ、東築城、下築城、上築城と3地域がありますが、その公民館の事情は、町長も住民の皆さんも知っておられるとおりで、駐車場もないし、老朽化が進んでいると。これで、下築城と上築城は、下築城のあの交差点のあの下のほうの何というんですかね、あの集まるところを使っていると。それも修理をすれば5,000万からかかるということで一遍に、東築城ももう駐車場もないと。あそこを使ってみんな狭いわけですから、住宅関係の人なんか都合によっては通夜とかに使ったりするとか、そういうときに人が集まるときに便利が悪いということもありまして、公民館の要望等もたくさん出ていたと思います。

そういう流れの中で、まずそういう必要性もあるんですけども、コマーレにつきましては立派な建物ですが、あの皆さんも御存じのとおり階段形式になっていて、何をやるにしても不便な面もあるということで、築城公民館も老朽化しているので、皆さんが使える場所を、それと文化面に使える場所をつくってほしいという、前回議員されていた方たちの日常の活動の中で利便性も悪いということと、やっぱり同じつくるんなら、要するに階段式のいすじゃなくて、ちゃんといすをどけたらそこで何でもできるんだというような建物にしてくれというようなことで、検討委員会をつくって今日に至ったとこういうふうに思っているんですが、それで、公民館としての活動で使うんじゃないくて、それだけじゃないということ。公民館として使うだけでこれだけのものを建てるのかとちょっと気になりましたので、その点について聞きたいんですけど。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 今工藤議員とも公民館という話の中でしてきましたけれども、基本的には、築城公民館の代替と、そしてプラス、やっぱり今吉元議員がおっしゃったように多目的ということで、だからこれは名称をコミュニティ施設というふうなことでいろんな多目的に使えるという、コマーレでは階段があってホールしか使えないというふうなことで、平面でいわゆる収納式のいすを備えるということで、何か舞台でやるときは、そういういすを出して、町民に観覧してもらおうとか。それからあとは、広場で利用するときは、いすを収納しているんな形に使えるというふうなことで、相談しながらやったものでございますし、今質問があったように公民館だけの機能ではないということで、皆さんが検討していただいたわけでございますし、そういうことで、公民館の代替は代替という形も当然私も考えておりますけれども、基本はコミュニティ施設ということで今回計画をしているところでございます。

議長(田村 兼光君) 質疑か。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 議長、3回ですが、ちゃんと守りますのでひとつよろしく申し上げます。じゃあそ

ういうふう理解していいということですので、そういうふうにとめまします。

ところで、この工事の中の概要ちゅうか工事の実施に当たっては、1工区の建築と外構工事とこういふふうになっていますが、外構工事と一緒につけて出したというんですかね。

そういう外構工事に関しては、今地元の業者もいるわけですが、今の指名の組み方については、それは執行権の侵害だろうと言われるから、あんまり突っ込んだ話をしたくないんですけども、もう先ほどから工藤議員が言われるように、築城・椎田の分け隔てをなくすということからすれば、大体なら指名組みも築城・椎田の分け隔てをしなく、築城も椎田も、築城地区、椎田地区なしに地域性は考えるべきだろうと思いますけど、そういうことをしたらどうだろうかという意見もよく聞きます。耳を挟みますが。

本体工事がいるんな点数とか、いわゆる実績とかを含めて縛りをかけても、この外構工事については、切り離して別途で工事することが不利益にそれだけつながるものか、あるいはそのことによって地元業者の育成のつながるかということを考えていただいたかということをお伺いしたいんですが。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 本体と、電気・機械と建築・外構と、2工区といたしますかね、二つには分けたところですか。これについては、火葬場のときもそういうスタイルといたしますか、分け方をして発注しております。

この中で、地元の育成に係る工事があるかどうか、詳細にはちょっとあれなんですけど、あとこの公民館ができた後の建屋を、旧築城公民館の解体とか、そういう部分については、町内業者に発注する工事も出てくるかとは思っています。そしてあと、外構も出てくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) はい。

議員(7番 吉元 成一君) そういうことでしたら幾らか理解できるんですけども、この入札も最低制限価格を公表して、最低制限価格で10社でくじ引きをしたと。その結果、鴻池組ですかね、鴻池さんのところがくじに当たったんだということで、これは、町としても最低制限価格できりゃ住民にとってはプラスになるでしょうけれども、最低制限価格で落札されましたが、やっぱり地場業者育成のために、地元の業者さんを使ってほしいとか、いろいろ品物も購入してほしいというのは、当然執行部がすると思うんですが、もう特定の業者が一括下請けするようなことがあるんじゃないかなという心配もしている面もあります。

具体的に名を出して言いませんが、そういったところに、まだ議会承認をいただかないうちから動きがあったというふうなうわさも聞いておりますので、十分それはどこにさせようと会社も利益を生まなければいけないから、どこに分離発注してもそれは法に違反しなければ、一括下請けでなければいいと思うんですけども、そういった面を含めてもやっぱり執行権者として町長は、地元対策ということで、地元の業者をできる範囲で分離発注の中で使っていただきたいという願いをしていただきたいと思います。この点についてどう思いますか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) もっともなことで、いつもこういういわゆるゼネコンがとった分については、落札したときにあいさつに来ます。後よろしく願いますということで、議会に提案すれば本決まりになって 可決されれば本決まりなんですけれども、一応落札できましたのでということで私のところにあいさつに来ますが、そのときでも、地場から営業があればよろしく願いますよということは、申し添えております。もう既にこの計画もあいさつに来まして、地場からいろんなそれぞれの部門で下請けの、一応させてくれということで、お願いに来たときは、どうぞ地場のほうにさせていただきたいということで要望は申し添えております。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「もう3回ですからいいです」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) この工事が先ほど来、説明があったとおり、地元の要望と町長の公約ということで建設に至ると思うのですが、先ほど工藤政由議員からもありましたが、コマーレもあって、また同じような施設ができるとなると、非常にコスト面等々でという意見がありました。

この債務負担行為で去年ですかね、ことしか。あがってきたときに地域の要望にしる、今築上町のいろんな公共の施設がありますが、それはやっぱり見直していかなければいけないだろうということを町長に言ったと思うんですね。ただし、古い施設、また利用の少ない施設、ここをやっぱりこれを機に見直していくべきだと思うんですね。そうしないと、箱物行政は終わった、箱物ばかりがふえてコスト面だけが町民の負担になるということでは、建ててもどうなのかなと思いますので、今施設を見直す計画等があれば、簡単でいいですので、こういう計画でこういうふうに見直していくというのがあれば、教えていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 合併してとか、それから従前からいわゆる学校を廃校にしたということでございますけれども、これも使っていない施設ということで、これは極力そういう方向にしたいんですけど、まずはやっぱり船迫小学校ですね。これは、何とか有意な方法でというふうなことで、防衛省のほうと協議して、跡地をもう全然何も建てないというふうなことで買収してもらいましたよね。

ああいう状況できればいいんですけども、なかなかやっぱり壊しての後からの使い道というものもございませんし、そして今、小山田小学校、それから寒田小学校、岩丸小学校、若干地元で使っておりますし、それから学校関係でも通学合宿とか、そういう形で使っておるんで、今急にそういう形で取り壊して、さら地にするというわけにはいきませんが、地元の合意をとりながら、もう極力利用していないものについては話をしながらやっていくと、こういう考え方は持っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 利用が少なくても地域に必要であれば、それは必要な施設として運営もしていかなければいけないんでしょうけれども、そうではなくて、言わば公共の施設でもその学校以外でも、例を出せばいつも問題になっているピラ・パラディとか、龍城院キャンプ場等々ももう利用は少ないと。あれをやめ

れという感じじゃないんですが、見直していく対象として考えていく施設というのが、今例に出した以外にもあると思うんですね。

それをやっぱりこれを機に、先ほども言いましたが、決断していったら、その分を次のコミュニティセンターを建てるのであれば、コストを持っていくとかというんだったらまだしもなんですけども、全部残して、また箱物を建てようとなったら、先ほど言ったようなことに、負担は住民にというような形になると思うので、そのあたりというのは、課できちっともう一度施設の利用状況とか、そういう老朽化とかそういうものを調べて、そういう見直しの検討という中に入れていただきたいと思いますが、再度どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) ビラ・パラとかそういう話も出ました。キャンプ場もありますが、今世の中の志向が、ビラ・パラ、龍城院のキャンプ場、そういう志向になりつつあるんですね。

きょうの新聞もたしか見ていただいたら、子供たちに、サバイバルの山に行って、木を上って、木を切ると、それでけがを少しでもしていいじゃないか。それによってやっぱりけがをしないようにすりゃどうすればいいかと。そういう今からの教育が必要になってくるのではなからうかなということで、もう一回そういう見直しをやりながら、今世の中はちょっと地震 東北の震災以来見直し、いわゆる自然を大事にするような考え方が出てきております。

そういう形の中で、やっぱり今後の活用方策も私は見出すべきではなからうかなと。もう要らないから取り壊してしまうというわけではなくて、そういう活用方策をちゃんと見出していくというのを追求していくべきではなからうかなと思っております。

議長(田村 兼光君) いいですか。

ほかにございませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) お尋ねします。

1工区と書いてあるんですけど、2工区もあるんですか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 次の設備、これも1工区になっちゃうんじゃない。何でかな。担当課長。

議長(田村 兼光君) 企画振興課長補佐、江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。1工区につきましては、議案関連資料の平面図を見ていただきたいと思いますが、本体とそれに接続する外構が1工区になっております。

それと、それからちょっと半分ぐらいのところを今、築城公民館が立っているところの外構を3工区、また2工区については、ここに書いていないんですが、旧築城公民館の取り壊し工事を2工区、この3つの工区で構成されております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田君。

議員(9番 塩田 文男君) 3工区というのは、今の公民館の周囲ですか。(「周囲」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 今の公民館の周囲を含めて、取り壊した後、駐車場も含めた外構工事を3工区ということになります。(「はい承知しました」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 委員会のときには、このコミュニティーの建設費、外構すべてを含んで10億円かかるということで、かかり過ぎるということで、町長は3億円ぐらい削るという話を委員会のときはされました。それで、この計算をしますと、1工区で6億4,000万円以上かかっています。今2工区が、公民館の取り壊し分と3工区が外構工事が入っていると言われましたが、これをすべて含んでどのくらいの金額でできるのか、教えていただきたいんですが。

議長(田村 兼光君) 江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。今の御質問で残りの工事ということでございますけど、3工区、外構工事の残りが約6,500万円、2工区、築城公民館の取り壊し工事が約3,000万円ということなんです。

あと、この工区には計上されておませんが、24年度に太陽光発電の追加分ということで、55キロワットの太陽光が防衛省から補助がつく予定になっております。これが約6,500万円、これは1キロワット当たり90万円の補助になっておりますので、約90%前後の高率補助となっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) どのくらいの金額でできるかという一つ一つをお答えいただきましたが、総額で7億円を超える、8億円も満たないというふうな感じでできるということで、当初よりは随分少なくできるということですが、先ほど吉元議員も言われましたが、地元業者育成のためには、できるだけこういう取り壊しとか、外構工事においては、当初からその地元業者も入札に入れるような方法を考えていただきたいと思うんですが、そういうことは無理なんですか。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 予算は、またこの工事が終わってからの予算になりますので、そのときはやっぱり地元業者で考えたいと思います。これとは予算が全然違いますので、終わってからの予算計上の執行になります。外構も取り壊しも。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 一つお伺いしたいんですが、厚生文教常任委員会の際に、図面を出されたときに、ステージの裏にトイレが欲しい等いろいろちょっと要望が出ていたと思うんですよ。その辺は、反映しているのかどうか。ちょっとこの図面ではわかりかねないので、お願いします。

議長(田村 兼光君) 江本君。

企画振興課長補佐(江本 俊一君) 企画振興課、江本です。ステージの裏については、楽屋とトイレを設計で上げております。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これは、この前9月議会でも何がしかの予算が出ましたが、それについても、これを建てることによつての経済効果、または住民の動き等々も築城と椎田がなおさら交じわらないというふうなことで、こういう箱物に関しては、反対の立場をとっております。

また、次の議題でも、質問ができるんでしょう。それで、そういうことでこの議案には反対をいたします。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第96号について採決を行います。

議案第96号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 着席願います。起立多数です。よつて、議案第96号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第97号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第97号工事請負契約の締結について、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町コミュニティセンター新築工事(1工区電気・機械工事)について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

平成23年12月5日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 議案第97号も工事請負契約の締結についてでございます。本案もコミュニティセンターの新築工事のこれは1工区の中の電気・機械工事のものを別発注で一応一般競争入札に付したわけでございますが、2社の入札参加がございまして、結果は別紙のとおりでございます。

落札は、九電工行橋営業所が、消費税込みで1億3,230万円で落札をしたものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これは、先ほどの続きになりますが、質問したことに答えていません。それは、今後、後年度負担がどれくらいかかるのか。それとまたその人的措置 その中の人的措置にはどのような人的措置が行われるのか、明確にしてほしいと。先ほどの答弁、答えが出ていないので、その辺を明確にさせていただきます。(「課長早く」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 早うせにゃ、だれか。(「課長」と呼ぶ者あり)副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、職員を2名配置しております、現在築城公民館、職員2名配置しております嘱託職員がおります。そして管理は、シルバーですかね、戸締りは。そういう形で、職員2名、それプラス嘱託職員、相談員ですかね、あの教育委員会の相談員も4名か5名ぐらいおります。

そういう形で配置しております、また新しい施設という形で、もうやはりそれ以上ということはありませんでし、それ以下にはなろうかと思えます。年度負担、今利用が本当に先ほど申しましたように、本当に築城公民館、ダンスとかいろんな形で利用されております。それについても利用が同じような利用になるかと思えます。特別に町がイベント主催事業で打たない限りは、利用は同じような利用になろうかと思えますので、特に人的人件費が上がる、物件費が上がるということはないと思えます。極力……(「管理費」と呼ぶ者あり)管理費も含めて今以上に上がるということはないと思えます。管理費も人件費を含みますので、電気代がどうのこうのではなくて、全体的には経費節減という形でやっていきたいと思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 管理費が今と変わらんちゅうことはあり得んでしょ。総面積が違うんですから。総面積が違うし、空調費も当然変わってくると思えます。今と同じってそれは、もういい加減でしょう。それは、変わらんわけがないでしょう。だから、その辺の計算なり後年度の負担とかいう計算がきちんとなされていないんじゃないですか。もう一回聞きます。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 管理費は、人件費も含みます。もちろん。一番高いのは人件費ですから。それで利用者も特別に今の利用が3倍も4倍になるということはないし、施設が新しくなったら電気が上がるかもわかりませんが、今は照明はLEDとかいう形で、今の電球の100に対して50%、40%の電球も使いますし、それが特別に高くなるということはありません。ただ、町としては住民サービス、利便性等を含めて、やはり住民が町民が利用しやすいような形で建設しますので、やはり利用しやすい、気持ちよく使っていただける、安心して使っていける施設になればいいかなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) いまの答弁を聞きゃもう全くあきれたような話ですが、今この箱物をつくって、何かこの新しい文化なり、何か新しいものがそこから発信するとか、新しいものがそこから生まれるとかいうふうな発想はないみたいですが、今使っている例えばダンスの会とかいうような話をしましたが、じゃあダンスの会なんかは、椎田にもダンスの会がありますよ。もう間違いなくありますけど。そのダンスの会、こういう話を聞くんですよ。築城支部とか椎田支部とか、例えばダンスの会なんか本当に一つにして、二つ築城と椎田にあるんならそれを一つにして、一緒に交わって同じ場所でやっていくんが、合併してから、合併したからこそそういうふう誘導していくのが政治の役目じゃないかなというふうに思って、これは幾ら議論してもあなた方ももう見解の相違でしょうが、そういった意味で人的措置、また後年度のランニングコスト等々も、もし資料があるんなら出してもらいたいというふうに思います。

もう3回目ですから、以上で終わります。

議長(田村 兼光君) 答弁ようございます。いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 先ほどと、本当、前の議案と同じ理由で反対いたします。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。ございませんか。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 当然1工区が承認されたわけですから、こういう設備ができないと、箱物がただの飾りになりますので、そういった点からもこれは僕は賛成すべきだと思いますので、賛成いたします。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第97号について採決を行います。

議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 着席願います。起立多数です。よって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦勞さんでした。

午前11時40分散会